

成田市入札等監視委員会議事概要（平成25年度第1回定例会議）

【日 時】 平成25年7月5日（金） 午前10時～12時

【場 所】 成田市役所6階中会議室

【出席委員】 菊池委員長、菊地委員、大木委員

1. 開 会

2. 総務部長あいさつ

3. 議 事

(1) 入札及び契約手続の運用状況等について

平成24年10月1日から平成25年3月31日までの入札及び契約手続の運用状況等について、事務局から報告を行った。

委員長

成田市は、このような会議を全国の自治体の中でも比較的早く設置した自治体だと認識しております。振り返りますと、私たち委員は入札等の業務が適正に行われているのかどうか、談合的なことは無いのかという事に重きを置いてきました。ところが最近、こんなに安い金額で入札して質の良い工事ができるのか。競争の結果、入札価格が下がることは予算上はいいかもしれませんが、後々のことを考えると品質の良くない物を納入しているのではないかという心配をして議事を進めたいきさつがあります。また、世の中ではシステムであらゆることに対応しようとの動きがございます。しかし、システムで不正を完全に無くすのは無理です。人間個人の問題をシステムで締め付けて防ごうとするのは、システムの本来あるべき姿ではありません。システムに使われるのではなく、最終的には市のことを考え、人間の良心に基づいて行動する以外に不正を防ぐ方法はありません。やはり一番大事なものは透明性です。市民の皆さんに、市がこのような場で公開することだけでなく、公開した情報の説明責任が生じることを頭に入れていただきたいと思います。

委 員

随意契約の見積競争において業務委託がいつも大変多かったのですが、今期はかなり少なくなっております。何か根拠があるようなら、ご説明いただきたい。

事務局

昨年の同期が委託ですと63件、その前年同期が14件、今期は37件でした。23年度の下期は震災後で臨時的な災害復旧にかかわる随意契約が多かったもので、特殊なものだったと思われます。そのため、今回が特に減少したわけではないと思われます。

(2) 選定事例の審議について

平成24年10月1日から平成25年3月31日までの間に締結した契約の中から、3名の委員が事前に抽出した10件の選定事例について、次のとおり審議を行った。

事例1 市営住宅解体工事

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

市営住宅の老朽化による解体工事とのことですが、老朽化の基準があれば、ご説明いただきたいのですが。

事業担当課

公営住宅法では木造住宅の場合、耐用年数は30年となっていますが、おおむね60年近く経過していて、このまま募集を続けると修繕費もかさむ状況であります。

委員

空き家が出ると解体とのことですが、解体した後の新築は検討されていないのですか。

事業担当課

平成18年に策定しました計画では、順次建替えということにはなっていましたが、昨年度にこの計画の見直し調査をかけまして、今年度、計画の見直しを実施する予定であります。

委員

まだ、新築ということは決まっていないのですね。

事業担当課

現段階では解体だけで、今年度末には新築にするかあるいは、他の用途に転用するかをはっきりさせようとしている状況です。

委員

建築住宅課は、資料を見ますと今期は入札では1件、随意契約では数件あったようですが、本件での入札者も3社しかいない状況で、少なからず每期每期解体工事が出てきた場合、契約者あるいは入札者が固定化されてしまうのではないかと懸念があります。そのあたり

のお考えはあるのでしょうか。

事業担当課

過去に同様の解体工事を5件発注しましたが、全て違う業者が落札していますので、そのようなことは無いと考えております。

事務局

補足ですが、業者としての登録は今回対象とした、とび・土工・コンクリート工事のA、Bクラスの合計で21社あります。業者の思惑は分かりかねますが、対象としては21社あるので固定化しないと思います。

委員

資料を拝見しますと、まだ築50年以上のものがかなり残っている印象ですが、これは順次解体工事をしていくのですか。また、修繕の計画はどのようになっているのでしょうか。

事業担当課

現段階では、入居者が退去して空き家になったものについては解体していく予定でいます。ただ、今年度は18年度に策定した計画の見直しがありますので、住宅の統廃合も含めて検討していく予定です。修繕につきましては、非木造につきましてはある程度計画があるのですが、木造平屋建てについてはまだ、約100棟程ありますし、入居者もおりますので、修繕については大きな計画的なものは無く、入居者からの要望に基づいて随時対応しているのが実情です。

委員

今年度に見直す計画では、修繕、解体のスケジュールの見直しはないのですか。

事業担当課

かなり耐用年数を過ぎ、構造上の問題もありますが、入居者がおりますので、すぐに全て解体というわけにはいきませんので、目標等も含めて今年度検討したいと考えております。

委員

老朽化して、耐震基準も低い建物が多いと思いますが、住宅だと建替えも先延ばしになってしまうことがあると思います。修繕のことも気になりましたので、お聞きしました。

委員長

築50年以上の住宅は国の住宅の最低基準でもほとんど不適合で、現在、日本の住宅の空き家率は13.1パーセントです。防犯上の理由から解体することについては間違いありません。空き家は防犯上でも色々な問題を起こしています。例えば、ゴミ屋敷の問題も空き家で起きているのです。もったいないという理由だけで物を残しておくのは、最終的には、とんでもないゴミの山を抱えることになるのです。住宅は何か手入れをしなければならぬので、ある程度の年数を過ぎてしまい修繕してもだめなものは積極的に取り壊して、その空き

地を新たに使うという事を考えなければなりません。あまり必要にならなくなったものは早め早めに撤去した方が市の財政も圧迫しないと思います。

〔以上で事例1の審議を終了〕

事例2 道路改良工事（上町久根ノ内線）

〔随意契約（特命随契）〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

この工事に関連する水道部の工事の発注方法は一般競争入札でしょうか。

事務局

一般競争入札です。

委員

今回の道路改良工事と一緒に行うというのは、発注の際に予定されていたか。

事業担当課

地権者の方が、同意をされていなかったので発注できる状況ではありませんでした。

委員

たまたま、発注できる状況になったわけですね。他の場所で、このような事例はございますか。

事業担当課

この路線ではございませんでした。

委員

工事に際して、地権者の同意というのは必ず必要なものになるのでしょうか。

事業担当課

一般的には、用地買収を済ませてから工事をするのが当然の手順ですが、この場所につきましてはまだ、用地買収が完了していませんので、施工同意書をいただいて進めたものでございます。

委員

道路改良工事という地権者とは、（道路に接している住宅の土地所有者ではなく）道路そのものの所有者もしくは共有者のことですか。

事業担当課

その通りです。

[以上で事例2の審議を終了]

事例3 成田市立下総小学校及び児童ホーム新築工事監理業務委託

[随意契約（特命随契）]

[事務局及び事業担当課説明]

委員

設計業者に監理業務を委託するのはよくあることですが、委託契約をするにあたって、設計と監理を1本にまとめて契約する方法があったかと思いますが、あえて設計と監理を切り離して契約した理由を教えてください。

事業担当課（学校施設課）

今までの慣例として、設計と監理業務を行う時期が異なっていることから、分けて行っていたので今回もそれに倣いました。監理業務については建築工事の契約が決まってから、それに合わせて発注を行なっているので、今回も分けて行いました。

事務局

それと、予算執行の点で単年度予算の関係もあって、通常は施工の前年度に実施設計を行いまして、翌年度に工事着工としています。あとは、実施設計に基づいて面積等詳細が決まってから監理業務の積算が行われるということもあります。また、成田市としては従来から実施設計と監理業務の年度を区分している関係で、契約もそれに合わせています。

委員

予算上のことはありますが、特命随契にすることで、業者の言い値で契約しているかもしれないという懸念を感じました。同じ業者が設計も監理もするのであれば、1本化する事も含めて発注の方法を工夫する余地があるのではないかと思います。

事業担当課（学校施設課）

監理業務の積算ですが、実施設計によって詳細な面積が決まるという事がありますので、監理業務価格を算出するにはどうしても設計が終わってからでなければできないという制約があります。積算基準に基づいた積算を行うのですが、価格がかなりのものになるので、監理業務の契約にあたっては、設計業者から見積という形で取って確認した上で、契約の手続を行っています。

委員

設計業務の後に監理業務をする場合、特命随契になるとのことですが、今までの事例ですと大体、設計金額と予定価格が一緒になっています。今回は設計金額と見積金額に開きがあることによって予定価格が下がっているのですが、この額が適正と判断されたのですか。

事業担当課（学校施設課）

設計金額というのはいわゆる積算基準に基づいた一般的な額ということになりますが、これを設計業者と契約した場合、現場の状況を熟知していることから、他社に発注した場合のような設計内容の把握・検討もないため、その結果、見積金額が下がったということで判断して、それを予定価格としました。

〔以上で事例3の審議を終了〕

事例4 公津の杜中学校音楽備品購入

〔指名競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

推薦前の登録業者の数は何社あったのでしょうか。

事務局

楽器を含め、教材としては53社です。

委員

推薦により5社に絞った理由を教えてください。

事務局

教材の内容が多岐にわたっておりまして、その中で楽器を取り扱う業者は限られているということで、実績のある5社を推薦しました。

委員

実績というのは、成田市に納入実績があるということでしょうか。

事務局

その通りです。

委員

音楽備品の種類と耐用年数を教えてください。

事業担当課

いわゆる普通の楽器ですが、耐用年数については資料がないので細かくご説明はできないのですが。

委員

予定価格、契約金額とも1千万円を超えていますので、額としては大きな部類に入っていますが、辞退されている業者がいるのは何故でしょうか。

事務局

今回の辞退は、書類を紛失してしまったという社内の連携ミスによるものです。

委員

今回は予定価格に近い額で落札されていますが、予定価格を超えて入札している業者もいるわけで、この設計金額自体が適正だったのでしょうか。

事業担当課

楽器の定価とそれに対する市場単価がありまして、その市場での単価で積み上げています。積み上げた単価は学校当局にまかせておりまして、定価に対する単価はかなり値引かれている状況ではありますが、楽器それぞれの単価は適正であると考えております。

事務局

補足しますと、今回購入した楽器の種類は75品目にわたりまして、高額なもので1件あたり30万から40万円程度、小額ですと千円程度のものまでかなり多岐にわたっています。

委員

種類が多い分、設計金額を積算するのも難しかったということですね。

〔以上で事例4の審議を終了〕

事例5 成田市立公津の杜小学校学校給食共同調理場及び児童ホーム増築工事 実施設計業務委託

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局、事業担当課説明〕

委員

事例3の監理業務委託では特命随契で落札率100パーセントであるのが目に付き、逆に本件入札では最低制限価格で落札されているわけです。契約者が同じ業者であるのにもかかわらず、この差には違和感を覚えたことが、本件を事例として挙げた理由です。入札者としてはいくらで入札するのは自由かもしれませんが、事例3と事例5で契約金額だけをみると差額が約1000万円近くあるので行政としてのご意見をお伺いしたい。

事務局

事例3の監理業務委託についてですが、その前段の実設計委託がやはり同じ業者が落札し、監理業務を特命随契で契約しています。実施設計については15社から入札がありまして、落札率で言いますと27.86パーセントです。当時は最低制限価格を設定しておりませんでした。15社中予定価格に対する入札額の割合が40パーセント未満の業者が5社ありました。15社全体で見ても49.59パーセントでして、かなり低い金額での競争に

なっています。本件についても、実施設計についての競争入札を行なったわけですが、応札した5社全てが最低制限価格で入れてきて、抽選による落札者決定となりました。

委員

実施設計委託の業者が特命随契で監理業務委託を契約することはわかりました。ただ、同じ業者が同じような業務内容のものをそれぞれ契約して契約金額に差が出てしまった、つまり、価格の公正性が担保されなかったと言えるのではないかと思います。そこが気になります。結果としてはやむを得ないとは思いますが、行政としても手続上問題ないということですね。

事務局

同じ業者が同時期にいくつもの業務を請け負うと、出来栄に影響が出てくるのではとの懸念が生じるかもしれませんが、それでも業者選定については抽選による結果なので、請負業者が計画どおり仕事をしていただければ市としては問題ないと考えます。

委員長

この工事の入札については関係ありませんが、事業説明では、共同の調理場で調理した給食を各学校に配送するとのことですが、成田市は親子方式と学校個別で作っているのとどちらが多いのかというのと、また、アレルギー対応はどうされているのでしょうか。

事業担当課（学校給食センター）

現在はセンター方式で各学校に配食しているところですが、今後は親子方式で共同調理場を市内12カ所の学校に設置しまして、そこから近隣の学校に配食していきます。アレルギー対応につきましては、現在のセンター方式では大量調理ということで、アレルギー献立の配布のみで給食の提供まではしておりませんが、今後の共同調理場では、安全性を配慮しながら提供していきたいと考えております。

委員

この件については、監理も設計と同じ業者にお願いするのでしょうか。

事務局

監理につきましては、25年度発注予定ですが、やはり特命随契の予定です。

委員

監理を特命随契するというのが事実上前提になっていると、業者としてはどうしても実施設計を安く取ってもいいという考えが出てくると思われます。設計と監理については予算上の問題もあるのですが、やはり公正な形で工夫される余地があるのではないのかと思うのと、これから12カ所想定されているとのことですが、今回は5社の入札でした。今後も同じ資格要件で発注されるのでしょうか。

事務局

工事内容、規模もほぼ同じ内容ですので、選定の範囲はどうしても同じになってきます。現在登録のある建築関係コンサルタントは148社ございますが、その中から応札されるので問題ないと思われます。

[以上で事例5の審議を終了]

事例6 生涯学習会館便所改修工事

[制限付一般競争入札]

[事務局、事業担当課説明]

委員

類似案件（遠山中学校屋内運動場便所改修工事）と比較して、本件は制限付一般競争入札で、類似案件は見積競争だったのはわかりました。ただ、落札の経緯についてですが、入札者が1社しか入っていないのにも関わらず、予定価格そのまま落札されています。そのことが疑問なのでご説明ください。

事務局

一般競争入札で行っている以上、応札者の状況はわかりかねますが、結果として1社みの入札で、しかも予定価格での落札だったということです。

委員

資格要件によって、参加業者が限定された工事になっていませんか。

事務局

今回の資格要件で対象となるのは、管工事に登録のある32社ございます。全て市内業者です。

委員

30社以上いて1社だけで、その上、予定価格で落札されたのはたまたまなのですか。

事務局

数多く入札は行っていますが、1社入札で、しかも予定価格と同額なのは殆どありません。

委員長

資格要件に合う業者が32社いるのに入札したのは1社。しかも予定価格と同額で落札された。このことは全てたまたまだったという解釈でよろしいですか。

事務局

その通りです。ただし、管工事として登録のあるのは32社ですが、実際のところ分野が異なりまして、土木系の下水工事や水道専門の業者、設備関係の空調等の工事を行なってい

る業者も含めての32社です。今回の工事を請け負う能力のある業者は複数ありますが、1社しかいなかったことは、発注時期が11月という時期で手持ち工事が多い中、比較的余裕のある業者が限られてくることもあったためと推測されます。

〔以上で事例6の審議を終了〕

事例7 リサイクルプラザ粗破碎機他修繕

〔随意契約（見積競争）〕

〔事務局、事業担当課説明〕

委員長

このような大きい施設の保守契約は当初から結ばれているのですか。一般的に保守契約の予算はなかなか計上されないところです。ご説明では日常業務を停止することなく作業を終了したとのことですが、これは大変立派なことですが、これは大変立派なことですが、他の施設についてはどのようにしているのでしょうか。また、保守契約の予算は認められているのでしょうか。

事務局

環境の設備についてはしっかり保守をして、予算も付く場合が多いですが、やはり、庁舎も含めた施設の長期的な維持補修計画の予算は、壊れたら修繕するという考えがあります。しかし、これからは手入れしながら長く使うというのが重要かと思われまますので、考えを改めていく必要があると考えています。

委員長

これからのインフラ整備では定期的に点検をしていく必要があると考えています。何もしないで50年経って老朽化という話は情けないことで、点検もろくにしないで、ある時突然壊れて事故が起きてからでは遅いのです。人命にもかかわることなので、皆さんで考えていかなければならないことだと思います。

〔以上で事例7の審議を終了〕

事例8 成田富里いずみ清掃工場管理棟機械警備委託

〔随意契約（見積競争）〕

〔事務局、事業担当課説明〕

委員

機械警備は一度機械を設置すると継続するものだと思いますが、本件については、3年後どうするのでしょうか。また、機器類の寿命を前提として3年にしているのかも教えてください

さい。

事務局

長期継続契約の運用の中で機械警備については、これまで3年間の契約としており、この案件も3年後には競争でと考えています。

委員

随意契約ガイドラインでは、随契は入札とは異なって、必ずしも価格だけではなく他の要素を含めて契約者を決めることができるメリットがあります。本件はガイドラインにも出ている他の要素も含めて契約者を決める機会があったのでしょうか。

事務局

本件は警備会社に対応することになったのですが、随意契約（見積競争）にした最大の理由は、現場に合わせた積算ができなかったので、現場説明をして見積競争をしたということにあります。

委員

見積競争の場合は、特に価格以外の要素は検討しないのでしょうか。今回の場合も設計金額を算定するのが難しいので、現場説明をした上で、価格のみで契約者を決定することになったのでしょうか。

事務局

機械警備ですので、警備すべき施設の内容や機械の設置場所等の仕様上の条件を満たせば、契約上の目的は達せられると考えます。ただ、設置する機械や技術的なノウハウは各社独自でありますので、明確な積算基準が無いことから各社を指名して、現場を見ていただいた上で見積もっていただくという手段をとりました。落札した業者についても、金額を含めて条件を満たしているということで契約を締結しました。

事業担当課

今回は落札率が20.35パーセントで、他社に比べ大変安いということではありますが、機械の設置等については全て仕様を満たしておりますので問題ございません。それでも大変安いので特殊な事情でもあるのかと事情を確認したところ、近接する野毛平工業団地で警備を受託している案件がありまして、巡回ルートを新設せずに既存のルートの延長だけで済むことから、他社に比べて人件費等が安いという特殊事情があったということでご理解いただきたいと思います。

〔以上で事例8の審議を終了〕

事例9 成田浄化センター電気計装設備等修繕

〔随意契約（見積競争）〕

〔事務局、事業担当課説明〕

委員

契約金額がかなり大きいことから、見積競争ではなく無理してでも入札にできなかったのでしょうか。また、10社中5社辞退されている上に、残りの業者でも予定価格よりも高く見積もった業者が4社あります。はたして、設計金額自体が適正だったのでしょうか。

事務局

修繕箇所が多いことと、修繕内容についても積算が難しいということで、現場説明抜きで見積もりは難しかったということです。

委員

入札は考えられなかったのですか。でも、積算が難しいということでは、入札は難しいですね。

事務局

やはり、入札にするために必要な資料の作成ができないということで、現場を見てもらう必要があったことから入札は難しかったということです。

委員

10社中5社辞退して、残り5社のうち4社が予定価格よりも高い額で見積りをしてきたわけですが、これについてはどうお考えですか。

事務局

契約担当としては結果を受け入れるとしか言いようがありません。

委員

今回の場合は、設計金額を積算するのが難しかったとのことですが、設計金額というのは予算額とは違うわけですか。

事業担当課

設計金額については、当施設の運転管理を行なっている業者から見積書を出してもらい、それに、公共工事の労務単価ないし公共工事の経費を組み合わせで積算しました。

委員

この見積競争では、予定価格は事前公表ですか。

事務局

見積競争は非公表です。

委員

今回の修繕は、かなり老朽化してからの修繕のようですが、機械設備の交換も含まれているのですか。

事業担当課

機械設備の交換も含まれています。

〔以上で事例9の審議を終了〕

事例10 消防用ホース購入

〔随意契約（見積競争）〕

〔事務局、事業担当課説明〕

委員

警防課が発注した本件の契約日から1週間もしないうちにまた同じ事業名（その2）の契約があるのですが、これはなぜ、二つに分けたのかご説明いただけませんか。

事業担当課

当初はホースの直径が65ミリのものを購入しまして、次に50ミリのものを購入したわけです。同じ消火活動を行なうわけですが、口径が異なるということで、これらを分けて購入させていただきました。

委員

規格が違くと契約も分けて行うのですか。一つにまとめることはできなかったのですか。

事業担当課

ホースにつきましては、年度当初の購入計画ではもう少し多く計画しておりました。ただ、限られた予算で他の備品と調整を行なっていて、ホースについても予算内で数を調整しながら購入しなければならなかったもので、分けて購入した次第です。

委員

同じ内容の事業であれば、二つに分けるよりも一つにまとめた方が安く済んで、本数も多く購入できたのではないのでしょうか。もう一つには、一つの事業にした方が事務量も減りますし、契約手続も入札になってよかったのではと思いますが。

事務局

時期を同じくして同一の物を購入するのでは、やはり事務量も含めて総合的に考えますと、まとめて発注した方が効率的であると考えます。

委員

二つの契約を一つにまとめて入札にできるのではないかと思います、そのあたりのお考えはどうでしょうか。

事務局

おっしゃる通りです。

[以上で事例10の審議を終了]

委員長

事例10までの審議を終えましたが、委員の皆様、全体を通じまして何かご意見・ご質問はありますか。

委員

今回は監理業務委託について何点か質問させていただきました。やはり全体的に設計業務に関する落札率が非常に低いです。市としましては、安ければいいということもあるかもしれませんが、設計は工事と違ってあまり影響の無い部分も多いので、落札率が低いことについてあまり抵抗がない状況かもしれませんが、監理業務の状況と結びついてそのような状況であるならば公正化・透明化という点からは、やはり疑念が生じる部分があります。今後は予算上の措置の問題もあるのですが、ご配慮いただければと思います。

委員長

長時間にわたり、熱心なご協議ありがとうございました。

では、これで全ての審議が終了しましたので、次にいきたいと思います。

(3) その他

傍聴者

3名

次回定例会の日時の決定

次回の定例会議開催日時を次のとおり確認し決定した。

次回開催日 平成26年1月24日(金) 10:00~12:00

次回開催場所 成田市役所6階 中会議室

後日、都合により次回定例会の日程が変更された。

次回定例会の日程の変更

次回の定例会議開催日時を次のとおり変更した。

次回開催日 平成26年1月21日(火) 10:00~12:00

次回開催場所 成田市役所6階 中会議室

以上